

役員等報酬規程

この規程は、社会福祉法人京都博愛会定款第8条及び第22条第1項に基づいて、評議員並びに理事・監事（以下、役員等とする）に対する報酬等について定める。

第一条 役員等に対する報酬等を下記の通りとし、その都度現金にて支給する。但し、職員給与が発生する者については無報酬とする。

- 1 法人運営について相談、助言を法人施設内若しくは役員等が指定した場所で受けた場合、また監事監査出席に対する報酬。
当該役員等に対し 1回 20,000円（但し、源泉所得税を差し引いた額とする。）
- 2 評議員会並びに理事会に出席の役員等への報酬。
出席した役員等に対し 1回 10,000円（但し、源泉所得税を差し引いた額とする。）
- 3 第1項及び第2項の報酬は役員等一人につき各年度100,000円を超えない範囲での支給とする。
- 4 交通費は原則支給しないが、法人用務遂行に必要と認められるものについては実費弁済とする。

第二条 役員等に対し退職慰労金等は支給しないものとする。

第三条 この規程の改廃は、評議員総数の過半数以上の同意を得なければならない。

附 則

この規程は、平成29年6月13日から施行する。（平成29年6月13日評議員会議決）
但し、この議決を行なう評議員会出席者に対してはこの規程を準用するものとする。